

静岡市立東豊田中央こども園の
移管先法人募集要項

令和6年12月

静岡市

静岡市では、静岡市立こども園の配置適正化方針（令和5年3月改訂）に基づき、静岡市立東豊田中央こども園の運営の民間への移管に当たり、移管先となる法人を募集します。

1 移管する施設

(1) 静岡市立東豊田中央こども園

- ア 所在地 静岡市駿河区国吉田6丁目7番29号
- イ 施設種別 幼保連携型認定こども園
- ウ 定員 145人

2 移管後の施設

(1) 施設種別 公私連携幼保連携型認定こども園

※就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第34条第1項に規定する幼保連携型認定こども園

(2) 定員 128人とし、年齢別の内訳は次のとおりとします。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定				0人	0人	0人	0人
2・3号認定	9人	20人	24人	25人	25人	25人	128人

※ただし、移管の際の在園児数及び教育・保育の需給の状況を踏まえ、本市から定員の変更又は年齢別の内訳の変更の要請があった場合は、その要請に応じてください。

3 移管の年月日

令和9年4月1日

4 移管の方法

(1) 移管方法について

- ア 土地 現在の東豊田中央こども園の隣に位置する現東豊田中学校のテニスコート（市有地）の一部を事業用定期借地権設定契約により有償貸付します。
※借地借家法（平成3年法律第90号）第23条第1項に規定する事業用定期借地権設定契約
- イ 園舎 移管先となる法人の負担で園舎（園庭等を含む。）を建設することとします。
- ウ 備品等 現在の東豊田中央こども園で使用している備品等で、本市が提示するもののうち、移管先となる法人が希望するものについては無償譲渡し

ます。

備品等は令和8年5月頃に提示する予定です。

(2) 土地の貸付について

ア 土地の概要

「東豊田中央こども園移転先敷地の概要」(別紙1)のとおり

イ 貸付期間

令和7年(2025年)11月1日から令和39年(2057年)3月31日までを予定

ウ 貸付料

(ア) 令和7年11月1日から令和9年3月31日までの期間(整備期間中)は無償とします。

(イ) 令和9年4月1日以降

概ね年額2,600,000円を予定しています。(貸付料は、近傍類似の土地の近年の固定資産評価額を基に算出するため、変動することがあります。)

貸付料の算定方法は、移管後の運営状況等を踏まえ、運営開始後10年を目途に見直すこととします。

エ 特約の設定

事業用定期借地権設定契約において、借地借家法第9条及び第16条の規定にかかわらず、契約の更新(更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。)及び建物の築造による存続期間の延長がなく、建物の買取請求をしないこととする特約を定めることとします。

5 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす学校法人又は社会福祉法人とします。

(1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号に掲げる事項に該当しない者であること。

(2) 次に掲げるいずれかの施設の運営実績を令和6年4月1日時点で5年以上有すること。

ア 認定こども園

イ 認可幼稚園

ウ 認可保育所

(3) 次に掲げるものに該当しないこと。

ア 法人の役員が暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であると認められるもの。

- イ 暴力団（静岡県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの。
- ウ 法人の役員が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの。
- エ 法人の役員が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの。
- オ 法人の役員が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの。

6 移管に当たっての条件

次の項目の要件を遵守することを条件とします。条件の詳細は「東豊田中央こども園の移管後の運営に当たっての条件」（別紙2）のとおりです。

- (1) 法令等で定める基準への適合に関する事
- (2) 公私連携幼保連携型認定こども園の手續に関する事
- (3) 土地・園舎等に関する事
- (4) 在園児及び職員の受入れに関する事
- (5) 開園時間・休園日等に関する事
- (6) 教育・保育内容に関する事
- (7) 食事の提供に関する事
- (8) 職員配置に関する事
- (9) 子育て支援事業等に関する事
- (10) 教育・保育に係る費用の徴収に関する事
- (11) 移管後の検証等への協力に関する事

7 スケジュール

年 度	日 程	内 容
令和6年度	12月下旬	募集要項の公表
令和7年度	4月15日まで 4月下旬～ 5月上旬 5月中旬 5月下旬	応募書類の受付 一次審査（書類審査・プレゼンテーション審査） 二次審査（実地審査） 移管先法人の決定 覚書の締結
令和7年度 ～ 令和8年度		保護者説明会の開催 （必要に応じて随時開催） 三者協議会の設置（随時開催） 新園舎建設（移管先法人が実施） 新園舎完成 公私連携幼保連携型認定こども園の指定・届出
令和9年度	4月1日～	公私連携幼保連携型認定こども園の運営開始

8 選考の方法

（1）選考の手続き

「静岡市立東豊田中央こども園の移管先の選考に係る委員会」の意見を踏まえ、市長が決定します。

（2）選考方法

ア 一次審査

一次審査として、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、得点の上位から2～3法人程度を目安として、二次審査に進む法人として決定します。なお、得点が基準点（満点の2/3）に満たない場合は、二次審査に進めないこととします。

一次審査の具体的な日時及び内容等については、応募書類の受付期間終了後に連絡します。

イ 二次審査

二次審査として、実地審査及び総合評価を実施し、二次審査の得点が基準点（満点

の2/3)以上の法人のうち、一次審査及び二次審査の合計得点が最上位の法人を移管先となる法人として決定します。なお、全ての法人の二次審査の得点が基準点に満たない場合は、移管先となる法人を決定しないこととします。

二次審査の具体的な日時及び内容等については、一次審査終了後に二次審査の対象となる法人に連絡します。

(3) 選考基準

「東豊田中央こども園の移管に係る法人選考基準」(別紙4)のとおり

9 覚書の締結

移管先として決定した法人(以下「移管先法人」という。)は、移管までの運営等に関し、本市と覚書を締結することとします。覚書の内容は、「東豊田中央こども園の移管までの運営等に関する覚書(案)」(別紙5)のとおりです。

10 引継保育

移管先法人は、移管までの次に掲げる期間中、市立東豊田中央こども園の園舎で引継保育を実施することとします。

引継保育の具体的な内容は、「東豊田中央こども園の移管に係る引継保育の内容」(別紙6)及び応募時の提案内容を元に三者協議会で協議し決定します。

11 三者協議会

移管先法人は、移管先法人、市立東豊田中央こども園の在園児保護者代表、本市の三者から組織する三者協議会に参加し、在園児保護者の意向を可能な限り反映させるため、移管までの引継保育や移管後の運営について協議することとします。三者協議会の具体的な内容は、「東豊田中央こども園の移管に係る三者協議会の開催」(別紙7)のとおりです。

12 移管に係る助成制度

(1) 施設整備に係る補助金

移管先法人が行う園舎の建設に要する費用に対し、市議会の議決を受けた予算の範囲内で、市から補助金を交付する予定です。現時点では、国の補助制度に基づく補助額に、本市独自の上乗せの額を加え、最大で概ね276,781,000円の補助を予定しており、その概要は、「東豊田中央こども園の移管に係る施設整備費補助金の概要」(別紙8)のとおりです。

(2) 引継保育に係る補助金

移管先法人が行う引継保育に要する費用に対し、市議会の議決を受けた予算の範囲内で、市から補助金を交付する予定です。

13 応募手続き

(1) 提出書類

ア 書類様式

「東豊田中央こども園の移管に係る応募書類一覧表」(別紙9)のとおり

イ 提出部数

正本1部、副本19部

(2) 事前協議

ア 事前協議の実施

応募を希望する場合は、必ず下記の担当課と提出書類の内容等について、提出前に協議を実施した上で提出することとします。事前に協議を実施していない場合、提出書類の受付ができない場合があります。

イ 事前予約

事前協議は予約制とします。希望する場合は、電話等によりあらかじめ予約をした上でお越しください。

(3) 提出の方法

ア 提出方法

電話等により連絡をした上で、原則として持参により提出してください。

法人の事務所が遠隔地に所在する等の理由により、持参による提出ができない場合については、郵送等による提出の受付を行うため、事前に御相談ください。

イ 提出先

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 静岡市役所清水庁舎9階
静岡市子ども未来局子ども未来課 子ども政策係

ウ 受付期間

令和7年4月15日(火)の17時までとします。

エ 提出時の注意

(ア) A4のフラットファイルに綴じて提出してください。

(イ) 提出資料はA4(図面についてはA3)サイズとしてください。

(ウ) 様式ごとに合紙をはさみ、合紙にインデックスをつけてください。

(エ) 提出された書類は返却しません。

(オ) 提出書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、市は必要な場合には、提出書類等の内容を無償で使用できるものとします。

(カ) 提出書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本の法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとします。

(キ) 提出にあたって必要となる費用は、全て応募者の負担とします。

14 留意事項

- (1) 移管に当たっては、市立東豊田中央こども園の廃止に係る市議会の議決が必要となります。議決が得られない場合、移管を停止することがあります。
- (2) 移管先法人として決定をした後、移管までの間に、移管先法人として著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、決定を取り消すことがあります。
- (3) 施設整備の補助に当たっては、国の補助金の採択が前提となります。採択されない場合、施設整備に関する補助ができないことがあります。

15 お問い合わせ先

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 静岡市役所清水庁舎9階

静岡市子ども未来局子ども未来課 子ども政策係

電話 054-354-2603

E-mail kodomomirai@city.shizuoka.lg.jp

東豊田中央こども園移転先敷地の概要

1 所在

静岡市駿河区国吉田 6 丁 1518 番 2 1518 番 5 の一部

※現テニスコートの土地の一部

2 面積等

(1) 面積 約 2,500 m²

(2) 用途地域 第一種住居地域 (建ぺい率 60、容積率約 200)

(境界調整によっては、一部第一種低層住居専用地域)

3 特記事項

当該敷地は今後分筆する予定であり、本市の内部調整により境界などが変更となる場合があります。

4 敷地の現況



【現状の東豊田中央こども園】

敷地面積 2,330.25 m²

【現テニスコートの土地の一部】

- ・境界は今後調整があります。
- ・赤枠：面積は約 2,500 m²です。
- ・用途地域ラインはおおよその位置になります。
- ・現テニスコートの一部は埋蔵文化財包蔵地 (大原坪遺跡) となっています。掘削工事が、包蔵地の範囲に該当する場合は、文化財保護法に基づく事前の手続きが必要となります。

※記載の寸法は参考値であり、実際の寸法と異なる場合があります。

東豊田中央こども園の移管後の運営に当たっての条件

- 1 法令等で定める基準への適合について
次に掲げる法令等で定める基準に適合していること。
 - (1) 法令
 - ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）
 - イ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
 - ウ その他関係法令等
 - (2) 条例等
 - ア 静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準条例」という。）
 - イ 静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（以下「特定教育・保育施設等の運営に関する基準条例」という。）
 - ウ その他関係条例等
 - (3) その他
その他幼保連携型認定こども園の運営に関する国の通知及び本市の行政指導等
- 2 公私連携幼保連携型認定こども園の手続について
公私連携幼保連携型認定こども園として必要な手続を行うこと。
 - (1) 協定の締結
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第2項の規定に基づき、公私連携幼保連携型認定こども園における教育・保育、子育て支援事業等の内容等について、本市と協定を締結すること。協定の内容については、「協定内容の骨子（案）」（別紙3）のとおりとする。
 - (2) 届出
同条第3項の規定に基づき、公私連携幼保連携型認定こども園の設置の届出を本市へ行うこと。
- 3 土地・園舎等について
次に掲げる事項を遵守すること。
 - (1) 土地
土地の全部を公私連携幼保連携型認定こども園の敷地として利用すること。
ただし、放課後健全育成事業、障害児通所支援事業（児童発達支援・放課後等デイサービス）等、公私連携幼保連携型認定こども園と一体的に実施することが望ましいと市長が認める事業を実施する場合はこの限りではない。

(2) 園舎等

学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準条例に定める設備の基準を満たし、かつ、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に規定する特殊附帯工事を実施すること。

イ 保育室とは別に、教育・保育の提供に当たって十分な広さと設備を有する遊戯室を設けること。

ウ 一時預かり事業の専用室を確保すること。

エ 子育て支援室として概ね10組の親子が一度に利用しても差し支えない程度の専用室を確保すること。

オ 日照、騒音、交通渋滞などの近隣住民及び学校に対する環境面などへの影響に配慮すること。

カ 幼保連携型認定こども園の運営に必要な駐車場及び駐輪場の台数を敷地内に確保すること。(駐車場については、16台以上確保するとともに、周辺道路に交通渋滞が発生しないよう敷地内での対面通行を可能とするだけの十分な面積を設けること。)

4 在園児及び職員の受入れについて

次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 在園児

移管前の東豊田中央こども園の在園児について、保護者が移管後の施設の利用を希望する場合は、引き続き受入れを行うこと。

(2) 職員

移管前の東豊田中央こども園に勤務していた正規職員以外の職員(会計年度任用職員等)について、本人が移管後の施設への就労を希望する場合は、その採用について最大限配慮すること。

5 開園時間・休園日等について

次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 開園時間等

ア 開園時間は、午前7時から午後7時までの12時間以上とすること。

イ 保育標準時間認定を受けた児童の利用可能な時間(コアタイム)は、午前7時から午後6時までとすること。

ウ 保育短時間認定を受けた児童の利用可能な時間(コアタイム)は、午前8時30分から午後4時30分までとすること。

エ ただし、上記の時間は、保護者及び本市の理解を得て、変更することができる。

(2) 休園日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）以外は休園しないこと。

6 教育・保育内容について

次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 教育・保育理念等

教育・保育の内容については、国の幼保連携型認定こども園教育・保育要領を理解した上で、「静岡市立こども園における教育課程その他の教育及び保育の内容に関する全体的な計画」及び移管前の東豊田中央こども園の教育・保育目標等との継続性に配慮し、移管先となる法人の設立の精神・理念等を踏まえたものとする。

(2) 行事等

ア 移管前の東豊田中央こども園で実施していた主な年間行事については、移管前の東豊田中央こども園の在園児が卒園するまでの間、原則として引き続き実施すること。

ただし、年間行事の内容等については、保護者及び本市の理解を得て、変更することができる。

イ 保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事・行為は行わないこと。

ただし、クリスマス会などの広く一般に定着した習俗的な行事についてはこの限りではない。

(3) 特別に支援を要する児童の受入れ

障がいのある児童などの特別に支援を要する児童の受入体制を整備し、3歳以上の児童の定員の1割程度、障がいのある児童の受入れを行うよう努めること。

(4) 事故防止及び安全性の確保

日頃から事故、災害等の発生に備えるとともに、必要な点検、訓練を実施し、安全な環境の整備に努めること。

(5) 近隣小中学校との連携

移管前の東豊田中央こども園が実施してきた近隣小学校・中学校との連携については、地域の特性を十分に取り入れ各学校の協力を得て継続して実施するように努めること。

7 食事の提供について

次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 食事の提供

全ての開園日について、利用する児童全員に主食を含む給食及びおやつを提供すること。ただし、遠足等の行事を行う日について、保護者の理解が得られた場合はこの限りではない。

(2) 自園調理

給食及びおやつについては、施設内の調理室で調理すること。

(3) 代替食又は除去食の提供

食物アレルギーや宗教上の理由等により、給食及びおやつの提供に配慮が必要な児童に対し、代替食又は除去食の提供を行うこと。特に、移管前の東豊田中央こども園で提供している代替食又は除去食については、卒園までの間、引き続き提供を行うこと。

8 職員配置について

学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準条例に定める運営の基準を満たし、かつ、次に掲げる要件を全て満たすこと。

(1) 園長

幼保連携型認定こども園等（幼稚園、保育所を含む。以下同じ。）における勤務経験が10年以上で、園長若しくは副園長又は教頭、主幹保育教諭等の園長に準じた職の経験を有する常勤専従の園長を配置すること。

(2) 副園長又は教頭

幼保連携型認定こども園等における勤務経験が5年以上で、常勤専従の副園長又は教頭を配置すること。

(3) 保育教諭

ア 年齢別配置基準

利用する児童の年齢ごとに、児童数に応じて必要な保育教諭を配置すること。

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
配置基準	3 : 1	4 : 1	6 : 1	15 : 1	25 : 1	25 : 1

イ 年齢別配置基準以外

「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和5年5月19日こ成保38・5文科初第483号各都道府県知事宛 文部科学省初等中等教育・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）（以下「留意事項通知」という。）に規定する年齢別配置基準による必要保育教諭以外の基本分単価に含まれる保育教諭を配置すること。

ウ 障がいのある児童の受入れのための加配職員

上記のほか、障がいのある児童の受入れのために必要な加配の保育教諭を配置すること。

※具体的な助成の内容は、令和8年度の予算編成過程において検討し、市議会の議決を受けた後に決定する。

(参考) 静岡市公私連携幼保連携型認定こども園障害児保育補助金交付要綱における助成内容

公私連携法人が障害児保育を行うための環境整備として専従の職員を配置する事業

補助金の額は、対象職員 1 人当たり年額 301 万 8,000 円と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない額。対象職員の人数は、3 歳以上児の利用定員を 20 で除した人数(端数を生じた場合は、これを切り捨てる。)を上限とする

(4) 栄養士、調理員

ア 栄養士

献立作成を行う栄養士を配置すること。

ただし、移管先となる法人が別に運営する幼保連携型認定こども園等で配置する栄養士が献立作成を行う場合はこの限りではない。

イ 調理員

留意事項通知に規定する基本分単価に含まれる調理員を配置すること。

(5) その他職員

留意事項通知に規定する基本分単価に含まれる職員を配置すること。

9 子育て支援事業等について

次に掲げる子育て支援事業等を実施すること。

(1) 延長保育

ア 保育標準時間認定を受けた児童に対し、午後 6 時から 1 時間以上の延長保育を実施すること。

イ 保育短時間認定を受けた児童に対し、午前 7 時から午前 8 時 30 分、午後 4 時 30 分から 2 時間 30 分以上の延長保育を実施すること。

ウ 延長保育の利用料は、移管前の東豊田中央こども園の負担水準を上回らないこと。

(2) 一時預かり事業

ア 平日の月曜日から金曜日まで 1 日 8 時間以上、一時預かり事業を実施すること。

イ 一時預かり事業の利用料は、移管前の東豊田中央こども園の負担水準を上回らないこと。

(3) その他の子育て支援事業

ア 随時、地域の子育て家庭からの子育ての悩み等に関する相談に対応すること。

イ 週 1 回程度、地域の子育て親子が利用できるよう園庭開放を行うこと。

ウ 月 2 回程度、地域の子育て親子を対象とした各種講座を開催すること。

(4) 地域との連携

移管前の東豊田中央こども園が実施してきた地域との取組については、地域の協力を得て、継続して実施するように努めること。

10 教育・保育に係る費用の徴収について

次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 実費徴収

ア 移管前の東豊田中央こども園の在園児が卒園するまでの間、3歳以上児の主食費、行事、教材等に係る実費徴収の額は、移管前の東豊田中央こども園と同程度の負担水準とするとともに、これまで使用していた物品等を継続して利用できるように配慮し、原則として新たな物品等の購入に係る費用の負担は求めないこと。

イ 移管前の東豊田中央こども園の負担水準を上回って実費徴収の額を徴収しようとする場合は、保護者及び本市と協議すること。

(2) 特定負担額

ア 移管前の東豊田中央こども園の在園児が卒園するまでの間、特定負担額（特定教育・保育施設等の運営に関する基準条例第13条第3項に規定する額をいう。以下同じ。）を徴収しないこと。

イ 新たな教育・保育サービス等の実施に伴い、特定負担額を徴収しようとする場合は、保護者及び本市と協議すること。

11 移管後の検証等への協力について

本市が実施するアフターフォロー（市職員の巡回）、保護者アンケート及びその他移管後の検証等の取組に協力すること。

協定内容の骨子（案）

公私連携幼保連携型認定こども園の運営に当たって本市と締結する協定については、この協定内容の骨子（案）を基本として、移管先法人の決定後に細目等を協議した上で協定を締結することとする。

静岡市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第 34 条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

名称及び所在地

- この協定に基づき、乙が設置及び運営する公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称：〇〇〇〇こども園

所在地：静岡市駿河区国吉田 6 丁目

教育及び保育等に関する基本的事項

- 当該認定こども園において提供する教育及び保育等の内容については、甲が別途定める条件を満たすこととする。この条件は、運営開始後 5 年を目途に、甲、乙協議の上、見直すものとする。

必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項

- 甲は、別途締結する事業用定期借地権設定契約により、甲が所有する土地を当該認定こども園の設置及び運営のため、乙に貸付ける。
- 土地の貸付料は、甲が別途定める方法により算定した額とする。この算定方法は、運営開始後 10 年を目途に、甲、乙協議の上、見直すものとする。

協定の有効期間

- この協定の期間は、令和 9 年（2027 年）4 月 1 日から令和 39 年（2057 年）3 月 31 日までとする。

協定に違反した場合の措置

- 甲は、当該認定こども園の運営を適切にさせるために必要があると認めるときは、法第 34 条第 7 項の規定に基づき、乙に対して必要と認める事項の報告を求め、又は当該認定こども園の職員に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

- ・甲は、乙が正当な理由なくこの協定に従って教育及び保育等を行っていないと認めるときは、法第 34 条第 10 項の規定に基づき、乙に対し、この協定に従って教育及び保育等を行うことを勧告することができる。
- ・甲は、前項の規定により勧告を受けた乙が当該勧告に従わないときは、法第 34 条第 11 項の規定に基づき、指定を取り消すことができる。
- ・乙は、前項の規定による指定の取消しの処分を受けたときは、当該処分に係る認定こども園について、法第 34 条第 12 項の規定に基づき、法第 17 条第 1 項の規定による廃止の認可を申請しなければならない。
- ・乙は、前項の規定による廃止の認可の申請をしたときは、法第 34 条第 13 項の規定に基づき、当該申請の日前一月以内に教育及び保育等を受けていた者であって、当該廃止の日以後においても引き続き当該教育及び保育等に相当する教育及び保育等の提供を希望する者に対し、必要な教育及び保育等が継続的に提供されるよう、他の幼保連携型認定こども園その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項

<三者協議会の設置>

- ・当該認定こども園における教育及び保育等の提供に関する協議を行うため、甲、乙及び保護者代表で構成する三者協議会を設置するものとする。
- ・前項の規定による三者協議会の設置期間は、市立東豊田中央こども園に在園していた全ての児童が卒園するまでの間とする。

<費用の徴収>

- ・乙は、当該認定こども園における教育及び保育等の提供に当たり、市立東豊田中央こども園に在園していた全ての児童が卒園するまでの間、市立東豊田中央こども園の負担水準を上回る費用を徴収してはならない。
- ・乙は、前項に規定する児童の卒園後、市立東豊田中央こども園の負担水準を上回る費用を徴収しようとするときは、あらかじめ甲及び保護者の承認を得なければならない。

<損害賠償>

- ・乙は、当該認定こども園の設置及び運営に当たり、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害について賠償の責めを負うものとする。
- ・この協定に基づき、甲が乙の指定を取り消した場合において、甲に損害が生じたときは、乙がその責めを負うものとする。
- ・この協定に基づき、甲が乙の指定を取り消した場合において、乙に損害が生じても、甲は一切の責めを負わない。

<定めのない事項等の処理>

- ・この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めによるもののほか、甲、乙協議の上、処理するものとする。

東豊田中央こども園の移管に係る法人選考基準

1 一次審査（書類審査・プレゼンテーション審査）の評価項目及び配点（案）

評価項目	配点	評価の視点
1 教育・保育等の内容	36	
(1) 教育・保育理念・目標	6	・これまでの東豊田中央こども園の運営等を踏まえ、幼保連携型認定こども園として相応しい教育・保育理念・目標が適切かつ具体的に示されているか。
(2) 教育・保育課程、行事	6	・これまでの東豊田中央こども園の運営等を踏まえ、幼保連携型認定こども園として相応しい教育・保育課程、行事が適切かつ具体的に示されているか。
(3) 給食の提供、食育	6	・発達に応じた給食の提供、食育及びアレルギー対応に関する取組が適切かつ具体的に示されているか。
(4) 障がいのある児童の受入	6	・関係機関との連携や職員の加配などの障がいのある児童等の積極的な受入体制の確保に向けた取組が適切かつ具体的に示されているか。
(5) 保護者との連携・支援体制	3	・保護者への情報提供や行事等への参加を進めるための取組及び子育て中の保護者への支援に関する取組が適切かつ具体的に示されているか。
(6) 地域子育て支援事業	3	・園庭開放、子育て相談等の地域の子育て支援事業の取組が適切かつ具体的に示されているか。
(7) その他の取組	6	・その他、評価すべき取組が具体的に示されているか。
2 運営体制	18	
(1) 安全管理	6	・安全管理に関するマニュアルの整備や事故防止や災害時における対策等の安全管理に関する取組が適切かつ具体的に示されているか。
(2) 衛生・健康管理	3	・衛生管理に関するマニュアルの整備や感染症対策等の衛生・健康管理に関する取組が適切かつ具体的に示されているか。
(3) 要望・苦情への対応	3	・保護者が要望・苦情を訴えやすく、要望・苦情に迅速に対応できる受付体制、解決手段等が適切かつ具体的に示されているか。
(4) 人材の育成、研修体制	6	・人材の育成及び教育・保育の質を高めるための園内・園外研修への積極的な取組が適切かつ具体的に示されているか。
3 職員配置	6	
(1) 園長就任予定者及び副園長又は教頭就任予定者の経歴	3	・園長及び副園長又は教頭として十分な勤務経験年数及び園長に準じた経験を有するか。
(2) 職員配置計画	3	・基準上、必要となる保育教諭のほか、障がいのある児童のための加配の保育教諭、栄養士、養護教諭等の配置の予定はあるか。

4	施設整備計画	6	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園の運営に必要な設備が設けられ、安全面、衛生面及び乳幼児の発達に配慮したレイアウトとなっているか。 ・園庭は、安全面及び乳幼児の発達に配慮した環境となっているか。 ・必要な駐車場等の台数が確保されているか。
5	運営法人	9	
	(1) 監査の状況	3	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の監査で重大な指摘事項等がないか。 ・過去の監査での指摘事項及び指導事項は改善されているか。
	(2) 法人の財務状況、資金収支計画	6	<ul style="list-style-type: none"> ・法人全体の財務状況は良好であるか。 ・資金収支計画は妥当かつ適切であり、良好な経営が見込まれるか。
合 計		75	

2 二次審査（実地審査・総合評価）の評価項目及び配点（案）

評価項目		配点	評価の視点
1	教育・保育等の内容	36	
	(1) 教育・保育理念・目標	3	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の特性及び役割を踏まえ、子どもを主体とした理念・目標が定められ、運営がされているか。
	(2) 教育・保育課程、行事	3	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の特性及び役割を踏まえ、子どもの発達や状況に応じた指導計画等が作成され、教育・保育等の提供、行事を実施しているか。
	(3) 教育・保育の提供状況	6	<ul style="list-style-type: none"> ・必要かつ十分な保育者を配置し、年齢や発達にふさわしい教育・保育を提供しているか。
	(4) 給食の提供、食育	6	<ul style="list-style-type: none"> ・発達に応じた給食の提供、食育及びアレルギー対応に関する取組が適切に実施されているか。
	(5) 障がいのある児童の受入	6	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携や職員の加配などの障がいのある児童等の積極的な受入体制の確保に向けた取組が適切に実施されているか。
	(6) 保護者との連携・支援体制	3	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への情報提供や行事等への参加を進めるための取組及び子育て中の保護者への支援に関する取組が適切に実施されているか。
	(7) 地域子育て支援事業	3	<ul style="list-style-type: none"> ・園庭開放、子育て相談等の地域の子育て支援事業の取組が適切に実施されているか。
	(8) その他の取組	6	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、評価すべき取組が実施されているか。
2	運営体制	24	
	(1) 安全管理	6	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理に関するマニュアルの整備や事故防止や災害時における対策等の安全管理に関する取組が適切に実施されているか。

	(2) 衛生・健康管理	3	・衛生管理に関するマニュアルの整備や感染症対策等の衛生・健康管理に関する取組が適切に実施されているか。
	(3) 要望・苦情への対応	3	・保護者が要望・苦情を訴えやすく、要望・苦情に迅速に対応できる受付体制、解決手段等が定められているか。
	(4) 人材の育成、研修体制	6	・人材の育成及び教育・保育の質を高めるための園内・園外研修への積極的な取組が適切に実施されているか。
	(5) 職員の年齢構成・勤続年数	6	・職員の年齢構成は適当か。 ・職員が継続して働き続けることができる環境となっているか。
3	総合評価	15	・プレゼンテーション審査・実地審査を通じて、幼児期の教育・保育の分野に関する優れた見識を有し、移管に向けた熱意があると感じられるか。 ・プレゼンテーション審査・実地審査を通じて、これまでの東豊田中央こども園の運営及び保護者の意向を理解し、今後の運営に反映させようとしていると感じられるか。 ・プレゼンテーション審査・実地審査を通じて、円滑に施設を運営するマネジメント能力及びサポート体制を有し、優れた運営が期待できるか。
	合 計	75	

3 留意事項

この評価項目及び配点は現時点の案であり、「静岡市立東豊田中央こども園の移管先の選考に係る委員会」の意見を踏まえ、変更することがあります。

東豊田中央こども園の移管までの運営等に関する覚書

静岡市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、令和9年4月1日に予定している静岡市立東豊田中央こども園（以下「東豊田中央こども園」という。）の甲から乙への移管を円滑に進めるため、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、甲から乙に移管する東豊田中央こども園の移管準備に関する事項を定めることを目的とする。

（信義誠実の義務）

第2条 甲及び乙は、信義に従い、この覚書を誠実に履行するものとする。

（提案内容の遵守等）

第3条 乙は、静岡市立東豊田中央こども園の移管先法人の応募の際に提出した応募書類に記載した提案内容を、遵守しなければならない。

2 乙は、前項の提案内容を変更する必要がある場合は、甲の同意を得るものとする。

（三者協議会）

第4条 甲及び乙は、東豊田中央こども園を利用する児童（以下「利用児童」という。）の保護者と、移管に伴う事項について協議するため、三者協議会を設置し、必要に応じて開催するものとする。

2 前項の三者協議会の実施に関し必要な事項については、別に定める。

（引継保育）

第5条 甲及び乙は、東豊田中央こども園を移管するに当たり、教育、保育の内容等に関する事項を引き継ぐため、甲の責任の下に、東豊田中央こども園の職員及び乙が派遣する職員による引継保育を、次のとおり実施する。

（1）実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（2）実施場所

ア 静岡市駿河区国吉田6丁目7番29号 市立東豊田中央こども園

（3）実施内容

甲、乙協議の上、甲が定める引継保育計画に基づき、乙の職員を前号の実施場所等に派遣して実施することとする。

（4）安全注意義務

甲及び乙は、引継保育の実施に当たり、利用児童の安全に十分注意し、事故のないよう配慮しなければならない。

（秘密の保持）

第6条 乙は、この覚書の履行により知り得た甲に係る業務上の秘密を外部に漏らしてはならない。東豊田中央こども園の移管後についても、同様とする。

(個人情報の保護に関する事項)

第7条 乙は、この覚書の項目の履行に当たり、個人情報の保護に関する取扱仕様書(別紙)に定める事項を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第8条 甲及び乙は、一方がこの覚書に定める事項を履行しないために損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(定めのない事項等の処理)

第9条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令(静岡市の条例、規則等を含む。)の定めるところによるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

静岡市葵区追手町5番1号

甲

静岡市長 難波 喬司 印

乙

印

個人情報の保護に関する取扱仕様書

1 個人情報保護の基本原則

乙は、この覚書に基づく業務（以下「業務」という。）の実施に当たり、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。）について、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。

2 個人情報の漏えい等の禁止

乙は、業務に関して、知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。この業務が終了した後においても同様とする。

3 使用者への周知

乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は覚書の目的以外に利用してはならないこと等の個人情報の保護の徹底に関する事項を周知しなければならない。

4 適正な管理

乙は、業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止を図るため、管理責任者を選任し、個人情報の適切な管理を行わせる等個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

5 収集の制限

乙は、業務において個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、本人から直接収集しなければならない。

6 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に係る個人情報を当該業務の目的以外に利用し、又は提供してはならない。この業務が終了した後においても同様とする。

7 複写及び複製の禁止

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務の実施に当たり甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

8 資料等の返還

乙は、業務の実施に当たり甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

9 事故発生時における報告

乙は、業務の実施において、この仕様書に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。業務が終了した後においても同様とする。

東豊田中央こども園の移管に係る引継保育の内容

移管先法人は、東豊田中央こども園の円滑な移管を図るため、次のとおり引継保育を実施する。

1 実施期間・日数・職員数

(1) 園長就任予定者及び副園長又は教頭就任予定者 各1名

・令和8年4月から令和8年12月まで 9か月で30日間 1日 7時間45分

・令和9年1月から令和9年3月まで 3か月で30日間 1日 7時間45分

※上記の他、令和8年4月から令和8年12月までの期間に、園の行事や市が実施する研修へ参加する（70時間程度）

(2) クラス担当保育教諭就任予定者（1～5歳児クラス） 5名

・令和8年4月から令和8年12月まで 9か月で45日間 1日 7時間45分

・令和9年1月から令和9年3月まで 3か月で60日間 1日 7時間45分

(3) 調理員 1名

・令和9年2月から令和9年3月まで 2か月で100時間程度

2 実施場所

静岡市立東豊田中央こども園

3 主な引継保育の内容

(1) 園長就任予定者及び副園長又は教頭就任予定者は、施設運営の全般や大まかな子どもたちの様子を把握するとともに、行事への参加や地域との交流を通じ、引継を行う。

また、クラス担当保育教諭就任予定者、調理員の行う引継保育を総括し、施設運営の詳細な引継を行う。

(2) クラス担当保育教諭就任予定者は、クラス運営の様子を観察し、子どもの特性を把握した上で、市の保育教諭と共同して教育・保育を行うことにより、子どもや保護者との信頼関係を構築し、円滑な移管に努める。

(3) 調理員は、献立の内容、アレルギー対応の状況を把握する。

4 留意事項

(1) 引継保育に参加した職員は、移管後も少なくとも3年間は継続して当該認定こども園に勤務すること。なお、引継保育の勤務を継続できない事情が生じた場合には、事前に三者協議会に報告するなどして保護者及び本市の理解を得ること。

(2) 1～3に定める引継保育の内容を変更する場合は、事前に三者協議会で協議し、保護者及び本市の同意を得ること。

東豊田中央こども園の移管に係る三者協議会の開催

移管に当たり、保護者の意向を可能な限り反映させるため、移管後の運営について協議を行うことを目的として、次のとおり三者協議会を開催する。

1 構成者

移管先法人、在園児の保護者代表、本市の三者で構成する。

移管までの間に開催する三者協議会の事務は、本市が行い、移管後に開催する三者協議会の事務は、移管先法人が行う。

2 協議事項（予定）

移管後の運営に係る次の事項について協議を行う。なお、三者協議会において、協議の上で合意した事項については、三者は遵守するものとする。

- (1) 施設の名称、クラスの名称
- (2) 教育・保育の内容
- (3) 行事
- (4) 給食の提供
- (5) 保護者負担金
- (6) 園舎の整備計画
- (7) 引継保育
- (8) その他運営に関し必要な事項

3 設置時期（予定）

令和7年7月頃から移管前の東豊田中央こども園に在園していた全ての児童が卒園するまでの間

4 開催頻度（予定）

令和7年度 年3回程度

令和8年度 年5回程度

令和9年度以降は、協議により決定する。

東豊田中央こども園の移管に係る施設整備費補助金の概要

1 補助対象経費

施設の整備に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。）、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用。

なお、次に掲げる経費については対象外とする。

- ・土地の買収又は整備に要する費用
- ・職員の宿舎に要する費用
- ・その他施設整備として適当と認められない費用

2 補助金額（案）

対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額と、下表の補助基準額を比較して、少ない方の額に補助率を乗じて得た額（千円未満切捨）を補助額とする。

項目		静岡市就学前教育・保育施設整備事業補助金	今回の整備に係る 上乗せ補助金 注1	合計
補助 基準 額	本体工事費 注2	298,960,000円	74,740,000円	373,700,000円
	設計料加算	14,948,000円	3,737,000円	18,685,000円
	開設準備費加算	2,816,000円	0円	2,816,000円
	合計	316,724,000円	78,477,000円	395,201,000円
補助率		3/4	1/2	

注1 今回の整備に係る上乗せ補助金は、対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額が静岡市就学前教育・保育施設整備事業補助金の補助基準額を超える場合に限り、補助の対象とする。

注2 本体工事費には、特殊附帯工事の加算を含む。

<参考> 対象経費の実支出額及び総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額が、補助基準額の合計を超える場合の補助金額

$$316,724,000円 \times 3/4 + 78,477,000円 \times 1/2 = 276,781,000円$$

3 留意事項

この内容は現時点の案であり、国の通知、本市の要綱、予算措置等の状況等により変更となる場合があります。また、本補助は国に採択されることが前提であり、採択されなかった場合、当該補助に該当しない場合もあります。

東豊田中央こども園の移管に係る応募書類一覧表

No,	提出書類	内容等	副本
1 移管申込書、法人に関するもの			
1-1	静岡市立東豊田中央こども園移管申込書	様式 1	○
1-2	誓約書	様式 2	○
1-3	暴力団排除に関する誓約書兼同意書	様式 3	○
1-4	役員等名簿	様式 4	○
1-5	運営実績に関する調書	様式 5	○
1-6	定款又は寄付行為		
1-7	法人登記履歴事項証明書（原本）	3 か月以内に発行されたもの	
1-8	法人決算書類（直近 3 年間分）		
2 職員に関するもの			
2-1	職員配置に関する調書	様式 6	○
2-2	園長、副園長又は教頭の資格の状況	様式 7	○
2-3	園長、副園長又は教頭の履歴書		○
3 施設・設備に関するもの			
3-1	施設に関する調書	様式 8	○
3-2	園舎建物及び園庭配置図		○
3-3	園舎各階の平面図	各室毎に用途及び面積を記入	○
3-4	施設・設備整備に係る収支予算書		
3-5	借入金償還計画書	借入を行う場合のみ	
4 運営に関するもの			
4-1	運営に関する調書	様式 9	○
4-2	設置予定年度及びその翌年度収支予算書		
4-3	教育・保育・運営体制に関する調書	様式 10	○
5 現に運営している施設に関するもの			
5-1	現に運営している施設に関する調書	様式 11	○
5-2	施設のパフレット・入園のしおり		○
5-3	教育・保育課程及び各年齢の年間指導計画	令和 5 年度のもの	○
5-4	デイリープログラム	令和 5 年度のもの	○
5-5	年間行事計画	令和 5 年度のもの	○
5-6	園だより	令和 5 年度のもの	○
5-7	給食の献立表	令和 5 年度の任意の 3 か月分	○
5-8	食育計画	令和 5 年度のもの	○
5-9	安全管理に関するマニュアル		○
5-10	衛生・健康管理に関するマニュアル		○
5-11	苦情処理規定		○
5-12	研修計画	令和 5 年度のもの	○
5-13	引継保育実施計画案	様式 12	○

現在の東豊田中央こども園の運営状況

1 施設等の概要

- (1) 園舎 鉄筋コンクリート造2階建て一部平屋建て 延床面積 1064.51㎡
 ※主な設備：乳児室・ほふく室 83.86㎡、保育室6室 275.94㎡
 遊戯室 103.5㎡ 給食室 63.2㎡、事務室 48.0㎡
- (2) 園庭 720.68㎡

2 開園時間・休園日

- (1) 開園時間 午前7時から午後7時まで
- (2) コアタイム
 ア 保育標準時間 午前7時から午後6時まで
 イ 保育短時間 午前8時30分から午後4時30分まで
- (3) 休園日 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始
 (12月29日から翌年の1月3日までの日)

3 在園児数 (令和6年4月1日現在)

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定					0人	0人	0人	0人
2・3号認定	保育標準時間	3人	15人	19人	19人	21人	23人	100人
	保育短時間	0人	1人	4人	4人	2人	1人	12人
	計	3人	16人	23人	23人	23人	24人	112人

4 職員配置 (令和6年4月1日現在)

職名	常勤・非常勤の別	人数
園長	常勤	1人
副園長	常勤	1人
保育教諭 (保育補助含)	常勤	12人
	非常勤	18人 (常勤換算13.83人)
	計	30人
栄養士	非常勤	1人 (常勤換算 1人)
調理員	常勤	1人
	非常勤	3人 (常勤換算2.19人)
	計	4人
事務員	非常勤	1人 (常勤換算0.8人)

5 教育・保育目標

目 標：「好きがいっぱい 心豊かに表現する子」

重点目標：「気づき 考え やってみよう」

6 教育・保育構想

令和6年度 **東豊田中央こども園 グランドデザイン**

静岡市教育振興基本計画目標
目指す子どもの姿
「たくましくしなやかな子どもたち」

東豊田中学校区教育目標「自ら学び心豊かに体現する子」
東豊力「伝える力」「認める力」「練り上げる力」



園目標 「好きがいっぱい 心豊かに表現する子」



【こども園のめざす子どもの姿】

【夢中になってあそぶ子】

- ・自分の好きな遊び、やりたい遊びを見つけ、思う存分楽しむ
- ・楽しんで遊ぶ中で、興味関心が広がり、面白い、もっとやってみたい、知りたいという探求心が芽生える

【心豊かな子】

- ・周りの大人との温かい関わりの中で自己肯定感が育つ
- ・身近な自然やモノを五感で感じながら、豊かな感性が育まれる
- ・お互いを思いやる心やいたわりの心が芽生える

【自分らしく表現する子】

- ・思いや考えを自分なりの表現で素直に伝えようとする
- ・友だちとの遊びや活動の中で相手の思いに気づき、自分の考えを広げよりよいものにしようとする

(令和6年度重点目標) **気づき 考え やってみよう**



学年目標

0歳	安心して過ごす中で見たり、聞いたり、触れたり、十分に探索する
1歳	安心できる環境の中で、楽しいことを見つけて遊ぶ
2歳	自分の周りの環境に自ら関わり、好きな遊びを見つける
3歳	自分の思いや感じたことを十分に出しながら、保育者や友達と好きな遊びを楽しむ
4歳	友達と思いを出し合いながら、一緒に遊ぶ楽しさを味わう
5歳	自分の力を発揮しながら、目的に向かって友達と一緒に遊びを進めていく楽しさを味わう

【ESDの取組】

- ・地域の自然散策・自然物の遊び
- ・リサイクルを学ぶ(日本平動物園象の糞ハガキ作り)
- ・誰もがわかりやすい園内表示の工夫

(研修テーマ)

もっとやってみようを引き出そう!

- ・子どもの遊びを丁寧にみとる (何を楽しんでいるのか、何を学んでいるのか)
 - ・振り返りと次につながる声掛け、関わり
 - ・遊び地図の作成、活用
 - ・散歩マップの活用
 - ・製作、描画を楽しむ環境作り
- 【PDCAサイクルで考える】**

【職員はONE TEAM】

- 子どもの姿を語り合う
- 互いの良さを認め合い、伝え、学びあう職員集団
- 「ONE TEAM TIME」(週1回程度、職種を越えての語り合い会議)の実施

【保護者・学校・地域とのつながり】

家庭とのつながり

- 子育ての喜びや悩みを共有
- 日々の子どもの姿を伝える工夫(お便り・お知らせボード・ドキュメンテーション・連絡ノート)
- 参加会・面談

学校、近隣園とのつながり

- 近隣校園3校2園と連携
- ・東豊コミュニティ
- ・アプローチカリキュラム、スタートカリキュラムを作成
- ・園児、児童生徒の交流
- ・合同避難訓練、引き渡し訓練
- ・園児交流(東豊田こども園)
- ・職員合同研修会、意見交換会

地域とのつながり

- 東豊コミュニティ地域連携
- 『一枚の絵』展
- 日本平動物園学びプロジェクト参加
- どんぐり拾い(静岡大学)

7 主な年間行事

月	行 事 名
4月	入園式（新入園児）、教育・保育説明会、保護者総会
5月	内科健診、歯科健診、耳鼻科健診 親子遠足（幼児）
6月	乳児参加会、プール開き
7月	プール遊び
8月	プール遊び、プールおさめ
9月	防災訓練 眼科健診
10月	運動会（幼児）、内科健診、交通教室（幼児）、どんぐり拾い
11月	親子遊ぼう会（乳児）、秋の遠足（幼児）、歯科健診
12月	発表会（幼児）、歯磨き教室（幼児）、クリスマス会
1月	おめでとうの会、一枚の絵展
2月	節分の会、お別れ遠足（幼児）、2歳児進級オリエンテーション、 入園オリエンテーション
3月	ひな祭りの会、お別れ会、交通教室（5歳児）、卒園式

8 保護者負担額

(1) 利用者負担額（保育料）

3歳から5歳の幼児（クラス年齢）の園児と0歳から2歳の乳児（クラス年齢）の園児で住民税非課税世帯の子の利用は無償

0歳から2歳の乳児（クラス年齢）の園児が第2子以降の場合、世帯の所得や、きょうだいの年齢・就学にかかわらず無償

第1子の0歳から2歳の乳児（クラス年齢）の園児は、支給認定区分（標準又は短時間）、世帯の所得状況等に基づき、保護者が居住する市町村が定める額月の途中の入退園の場合、利用者負担額（保育料）の月額を日割計算して徴収

(2) 実費徴収

ア 給食費	1号認定：月額4,400円 2号認定：月額5,110円
イ 保護者会費	月額300円×12か月＝3,600円
ウ 入園児用品代	1,2号児：3,500円程度 3号児：1,500円程度 ※主なもの：事務連絡用品（連絡袋、氏名印等）、 教育・保育用品（クレパス、はさみ、自由画帳、粘土等）、被服（かばん、帽子等）
エ 卒園積み立て	なし（園での実施はなし、保護者会で実施。）
オ 傷害保険料	年額210円（加入者のみ）
カ その他	上記のほか、園外活動時の交通費等、その都度、実費として徴収する場合があります

(3) 特定負担額 なし

(4) 一時預かり・時間外保育料

対象	時間区分	料金
1号認定	午前7時から午前8時30分まで	1回 200円
	午後2時30分から午後4時30分まで	1回 200円
	午後4時30分から午後6時まで	1回 200円
	土曜日及び長期休業期間	1日 780円
2号・3号認定 保育短時間	午前7時から午前8時30分まで	1回 200円
	午後4時30分から午後6時まで	1回 200円
2号・3号認定 保育標準時間	午後6時から午後7時まで	1回 200円

※1号認定の午後2時30分から午後4時30分までの料金200円は、おやつ代30円が含まれており、おやつの提供の有無に関わらず徴収する

※1号認定の土曜日及び長期休業期間の利用の際、給食の提供をした場合は、別途給食費250円を徴収する

※1号認定で施設等利用給付認定（新2号認定）を受けた場合は、無償化給付の対象範囲内の料金については不徴収